

1. 参考文献

- ・「銀行法第十四条の二の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件」（大蔵省告示）1993年  
インターネットで閲覧可能 <http://www.fsa.go.jp/news/newsj/16/ginkou/f-20041028-1/01.pdf>
- ・「金融システムの再生にむけて」（Lecture 6）日本銀行銀行論研究会編、有斐閣、2001年

2. BIS規制（国際的にはBasel Accord）の概要

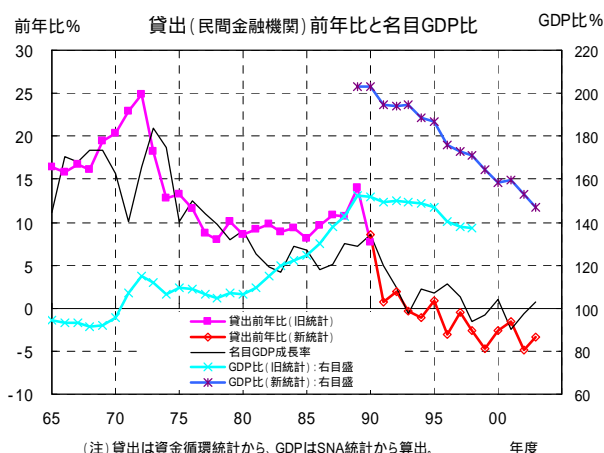
- ・1988年の**バーゼル合意**で導入が決定 国際決済銀行（BIS）内の委員会で国際的に議論  
国際的な銀行破綻の苦い経験 国際的な銀行監督のあり方が問題になった
- ・自己資本比率 8% にさせようという合意（主要国の金融監督者間…銀行規制の強化）  
**自己資本比率** = 広義自己資本 / リスクアセット という定義  
**広義自己資本**（基本項目 + 補完項目 - 控除項目）には各国の実情に合わせて色々なものを含めることが可能：日本では有価証券含み益の45%、**劣後債務**（劣後債、劣後ローン）などを含む  
リスクアセットは**信用リスク**が中心：市場リスク、事務リスクにも拡充中。高度化の動きも。
- ・日本でも1993年3月末から同規制の適用を開始  
日本では「国際基準」（8%以上：**海外営業拠点のある金融機関が対象**）と「国内基準」（4%以上：同拠点のない金融機関が対象）の二重基準  
「日本の金融機関の狙い撃政策」との被害者意識や「8%には根拠なし」との批判も
- ・意義：**金融機関のリスクに見合った自己資本の保有**（緩衝材がないと預金者等に迷惑をかける）  
「日本の銀行破綻を防げない」or「破綻後の自己資本比率の大幅低下 無意味な数字？」

3. 早期是正措置（1998年度導入）との関連付け

- ・自己資本比率を守れない金融機関に**行政命令**を発動することを**明記** 従来：基準が不明確  
**銀行法**に明記。発動基準は**省令**（銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令）で示す  
国際基準行：4～8%…改善計画の提出と実行、2～4%…自己資本充実に資する措置の命令、  
0～2%…自己資本充実 or 業務縮小 or 合併等の命令、0%以下…業務の全部 or 一部の停止  
国内基準行には上記の半分の自己資本比率で適用する規定
- ・自己査定が甘い銀行は金融検査などによって自己資本比率が大幅に低下：りそな銀、足利銀等  
現在では自己資本の増強も容易ではない（90年代初めには大量の増資、劣後債務の調達）
- ・銀行は自己資本比率を意識した経営に転換  
貸出（リクエスト）を抑制  
国債投資（同クエスト）を増加

4. 銀行貸出の縮小

- ・民間銀行の貸出残高が減少に転じる  
銀行貸出の名目GDP比も低下の一途
- ・自己査定やフォローアップの厳格化  
金融検査も厳格化（ただし中小企業は別）
- ・「糞に懲りて膾を吹く」対応？正常化？



5. 日本経済への影響

- ・銀行間の無茶苦茶な**貸出競争を抑制** 企業にとっては借りにくい環境：ベンチャーは大変？
- ・企業の過剰債務は縮小…「バランスシート調整」と呼ばれることも  
大企業と中小企業で調整進捗度に違いがある（進んだ大企業 遅れた中小企業）との見方も  
以上